



施設転用する場合の地方債及び交付税の取扱いについて

質 問

国庫補助を受けて耐震化した小学校の校舎を、統廃合により閉校し、公民館に転用する予定です。

耐震化に要した経費に地方債（財政融資資金）を充当していますが、この地方債について繰上償還が必要となるのでしょうか。また、当該地方債の元利償還金が基準財政需要額に算入されていますが、交付税上の取扱いはどうなるのでしょうか。

回 答

1. はじめに

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入（地方税、地方交付税など）で財源を賄うことが原則となっていますが、地方財政法第5条各号及びその他の法令の規定により、限定的に地方債を発行し特定の事業等の経費に充てることが認められています。

また、当該事業に対する地方債の発行により、世代間負担の公平性が確保されることや、当該地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないようにする必要があります。

こうしたことを踏まえ、総務省が毎年定める同意等基準や地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）などにに基づき、地方債計画の事業区分ごとに起債の協議等を行うことになっています。

2. 地方債発行後の施設の転用について

このような考え方から、地方債を発行した当該施設に係る起債の目的（協議に当たっての事業区分）が変更となる施設の転用は、起債の変更協議等が必要となります。

なお、「平成20年度地方債同意等基準運用要綱等について」（平成20年4月30日付け総財地第89号）において、転用後の事業が適債経費である場合には繰

上償還は不要であり、起債の目的が変更となるような公共施設の転用であっても、国庫支出金の返還が不要である場合には、当初の起債の目的に変更はなく、変更協議等も不要である旨が明記されました。

3. 公立学校施設整備費補助金等の財産処分手続きの弾力化について

近年の少子化に伴い、やむを得ず閉校とされた校舎や余裕教室の数が増加しており、これらの遊休施設の活用が求められるようになりました。

こうした背景を受け、文部科学省から「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成20年6月18日付け20文科施第122号）が発出され、耐震補強等については、当該施設を他の用途に有効活用するための無償による財産処分（取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものは除く）であれば補助金の返還が不要となるなど、財産処分手続きが大幅に弾力化されました。

4. 本事業での取り扱いについて

（1）地方債

ご質問のケース（小学校の校舎を公民館へ転用）では、上記文部科学省の通知における「同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの無償による転用」に該当し、文部科学大臣に「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」を提出することによって、財産処分承認があったものとみなされ、国庫補助金の返還が不要になると思われます。これにより地方債の手続き上は、当初の起債の目的に変更はないとみなされ、変更協議等が不要となります。

ただし、財政融資資金により取得した財産につい

ては、財務大臣の承認を得ないで、借入の目的に反する使用、貸付、譲渡、交換、撤去又は担保権の設定等一切の処分行為をしてはならないこととされているため、財務大臣に対し、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書」を提出する必要があります。この報告書の提出をもって処分行為を承認したものと取り扱われます。

(2) 普通交付税

普通交付税（以下「交付税」という。）の取扱いについては、公共施設を転用する場合、一般的には起債の目的が変更となることが多いため、交付税算入に当たっては、公共施設の転用時点以降は、当該地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入しないこととなります。

ただし、本事案のように、国庫補助事業で国庫補助金の返還が生じない場合は、当該施設に係る地方債については、起債の目的に変更がないとみなされるため、当初借入時の償還表に従い算入することとなっています。

よって、公民館への転用後も引き続き、当該地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入することができます。

5. おわりに

これまで述べてきたように、本事案の場合、国庫補助金の返還が不要なため、起債の変更協議等は不要となり、交付税上の取扱いも当初算入どおりとなります。

一方、地方単独事業の場合では、転用後の事業が適債経費であれば地方債の繰上償還は不要となりますが、起債の目的が変更となる場合（変更協議等が必要な場合）は、施設の転用時点以降、当該地方債の元利償還金は基準財政需要額に算入されなくなります。

よって、国庫支出金の有無、国庫支出金返還の有無あるいは起債の変更協議等の有無など、事案ごとに地方債及び交付税上の取扱いが変わりますので、今回のような施設転用を検討される際は、関係機関

までご相談いただくようお願いします。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）